



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 15世紀初頭ドイツ国王宮廷裁判所の手続（史料紹介）                                                         |
| Author(s)        | 田口, 正樹; TAGUCHI, Masaki                                                           |
| Citation         | 北大法学論集, 44(6), 500-489                                                            |
| Issue Date       | 1994-03-31                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/15565">https://hdl.handle.net/2115/15565</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 44(6)_p500-489.pdf                                                                |



# 15世紀初頭ドイツ国王宮廷裁判所の 手続（史料紹介）

田 口 正 樹

中世後期・近世のドイツ・ライヒの中央裁判権については、近年その存在意義を再評価する研究動向があり、史料の収集・公開と並んで新しい研究が現れつつある<sup>(1)</sup>。ここで訳出・紹介するのは、この過程でフリードリヒ・バッテンベルクが宮廷裁判所規則 (Hofgerichtsordnung) として新たに公開した、15世紀初頭の国王宮廷裁判所 (Königliches Hofgericht) の手続の一端を伝える史料である。分量的には極めて短いものではあるが、13世紀後半から15世紀前半の国王裁判所についてはこの種の史料がほとんど知られていないことを考えると、貴重な史料価値を持っており、紹介の意味はあるかと思われる<sup>(2)</sup>。

まず、この史料（以下では「規則」と呼んでおく）の伝承状況と成立事情について、簡単に説明しておこう<sup>(3)</sup>。「規則」は、バンベルクの国立文書館にある6葉の羊皮紙小冊子に含まれていた<sup>(4)</sup>。小冊子の大半を占めているのは、1409年2月25日付の国王宮廷裁判所裁判官エンゲルハルト8世・フォン・ヴァインスベルク Engelhard VIII. von Weinsberg によって出された証書である。この証書は、ニュルンベルクのブルクグラーフ・ヨーハン3世およびフリードリヒ6世が、故マイセン辺境伯ヴィルヘルムの遺産に対する権利を主張して提起していた訴訟の経過を記録したもので、それ自体はラテン語証書であるが、その中に宮廷裁判所によって訴訟の各段階で発行されたドイツ語文書が裁判所の台帳から抜き書きされて挿入される（そして分量的にはこのドイツ語部分が大半を占める）という形式になっている。この証書自体は、早くからブルクグラーフ家の史料集の中で公開されており<sup>(5)</sup>、フランクリンの宮廷裁判所研究でも随所で利用されていた<sup>(6)</sup>。しかし小冊子の末尾に含まれていた「規則」に対しては、正当な注意が払われてきたわけではない。その存在はフランクリンには知

られておらず、フォーゲルによって1881年に一度そのテキストが公表された後もその内容は学界の関心を引かなかつたらしく、バッテンベルクはこの「規則」を自らが初めて発見したのと考えたほどである<sup>(7)</sup>。

外形的に見て、証書と「規則」は同一人物によって筆記されており、また証書の末尾に「規則」の参照を指示する箇所があるので<sup>(8)</sup>、両者は一体のものとして作成されたと考えてよいだろう。証書の記述から、筆記したのは宮廷裁判所書記ヨハネス・キルヒェン Johannes Kirchen であることがわかる<sup>(9)</sup>。

証書と「規則」にかかわる人物のうち、裁判官のエンゲルハルト、原告のブルクグラフ兄弟、書記のヨハネスは、いずれもこの前後の国王宮廷と深い関係を持っていた<sup>(10)</sup>。このうち特に書記ヨハネス・キルヒェンについてその経歴をやや詳しく述べれば<sup>(11)</sup>、1370年ごろ生まれたキルヒェンは、シュヴァーベン地方の Kirchheim unter Teck の出身で、早くからライン宮中伯の被保護者となり<sup>(12)</sup>、後の国王ループレヒトの Protonotar となるエグロルフ・フォン・クノリンゲン Eglolf von Knorringen, ウルリヒ・フォン・アルベック Ulrich von Albeck とともにウィーン大学で学んだ。キルヒェンは大学の学位は取らずおそらく法学を専門に学ぶこともなかったが、自由学芸の学識は備えた人物であった。また彼は下級の聖職叙階を受けていた。遅くとも1391年には国王ヴェンツェルの宮廷裁判所書記局で活動を始め、その後1400年にヴェンツェルが廃位されると、おそらく翌年には国王ループレヒトの陣営に移って、その宮廷裁判所書記を務め、更に次の国王ジークムントの代にも宮廷で活動を続けた。このように彼はその経歴の点で、王家の交代という政治史の変動にもかかわらず存在した国王宮廷裁判所とその書記局の連続性を体現する人物であり、彼の長年の実務経験と知識が「規則」成立の前提であった。

さて、この証書と「規則」の成立事情について、バッテンベルクは、ブルクグラフ側が彼らの訴訟の進行を文書に書き留めるよう裁判所側に要望し、その際手続進行を理解できるようにするために、末尾に主要な法規がまとめられたのであろう、としている<sup>(13)</sup>。しかし、分量的に証書の大半を占めるドイツ語文書は、既にそれらが発出された時点でブルクグラフ側に知られていたはずであるから、単に原告側に訴訟状況を知らせるだけのために、証書と「規則」が作成されたわけではないであろう。作成の契機はブルクグラフ側の要請であるとしても、それは以下のような、より具体的な背景を持っていたと考えられる。すなわち、この当時、被告となったマイセン辺境伯（辺境伯ヴィルヘル

ムの相続人たち)の側は、ドイツ国内での仲裁および和解交渉や国王宮廷裁判所での裁判に応じず、かえってローマ教皇庁への上訴を試みており、教皇庁でこの上訴の適法性について審理が行われることとなっていた。問題の証書と「規則」は、この教皇庁での審理において判断材料として用いられるべく作成されたのではないかと考えられるのである<sup>(14)</sup>。つまり、この証書と「規則」の読み手として想定されているのは、ブルクグラフたちでは必ずしもなく、むしろ教皇庁の裁判関係者たちであった可能性が高い。ドイツ語文書が通例であった当時の宮廷裁判所実務にもかかわらず、証書の地の文と「規則」がラテン語で書かれているのは、おそらくそのためであろう。そしてこのような事情から考えて、「規則」は、証書に記録された具体的訴訟が国王宮廷裁判所の慣習に従って正当な手順を踏んで進行したこと(それゆえそれに対する上訴は不適法であること)を明示する目的で付加されたものと思われる。実際、証書本体のラテン語部分には、証書作成や手続進行が、宮廷裁判所の慣習に従ってなされたことを示す文言が登場する<sup>(15)</sup>。

以上のように、この史料は、国王の立法や帝国集会における決定として「正式に」成立したのではなく<sup>(16)</sup>(それゆえ、一応、規則と呼んできたものの、カッコ付きである)、ローマ教皇庁に持ち出された具体的訴訟を契機として、訴訟の基礎にある国王宮廷裁判所の一般的手続が、長年の実務によりそれに習熟した人物の手によって、また教皇庁での審理が念頭に置かれつつ、書き留められたものである。

「規則」は内容的には、以下に見るように第1項でアハト手続(応訴を拒否する被告に対する追放処分の手続)を、第2項以下でアンライテ手続(応訴を拒否する被告の財産の占有と使用収益権を原告に付与する手続)を規定している。規定の大半がアンライテ手続に割かれ、しかも第4項のアンライテの付与と告知までの部分が詳細に書かれているのは、当面問題となっているブルクグラフと辺境伯の間の訴訟の進行状況に対応している<sup>(17)</sup>。従って、国王宮廷裁判所の訴訟手続が全面的に記録されているわけではないが、アハトと特にアンライテの手続進行の細部を知るのには有用な史料である。また、アハトとアンライテは元来被告に応訴を強制するための手続であるが、実際には被告が応訴せず本案に入らないケースも多く(その場合両手続は事実上本案判決およびその執行の手続となる)、両手続は応訴を強制する補助手続という以上の重要性を実際には持っていたことに注意すべきである<sup>(18)</sup>。更に、この「規則」が

らは、宮廷裁判所の組織構造についても知ることができ、その意味でも重要な史料と言えるだろう。

以下では、バッテンベルクの公刊したテキストを基礎にして、「規則」全文を翻訳し、あわせてバッテンベルクの研究によりながら内容についての若干の補足をも注として付け加えることにしたい<sup>(19)</sup>。

## 1409年の「宮廷裁判所規則」

これまで遵守されている皇帝の宮廷裁判所の流儀と慣習は次のような状態にある；

[1] もしもある者がこの裁判所で、ある俗人に対して人に関する訴訟<sup>(20)</sup>を提起しようと企てるならば、その者〔原告〕に対して召喚状が与えられ<sup>(21)</sup>、距離と被告の身分に従って最大限まで引き延ばされた、適切な第一の期日が被告に対して指定される。そしてその期日が到来し、被告が出頭しなかったときには、被告に対して第二の期日が再び被告の身分に従って指定される。なぜなら、グラーフ（伯爵）とフライヘル（男爵）はこの点についてある種の特権を持っているからである。他のすべての者たちに対しては、等しく、一つの期日から別の期日まで15日の時間が与えられる。しかし第一の召喚状以外には、被告に対して第二の召喚状は送られず、第二の期日の裁判では、原告に対して応答する意志があるやいなやと、大きな理解できるような声で呼び上げられる<sup>(22)</sup>。このようにしても被告が相変わらず出頭しなければ、被告に対して第三の期日が与えられる。こうしたことが遵守され、しかも被告が出頭しなければ、その強情さと不服従ゆえに被告は判決によって帝国アハトの下に置かれる。ただしこの判決は、国王がアハトを、彼が好む時に、自らの口で〔宣告することにより〕、執行に委ねるといふかぎりでのみなされる<sup>(23)</sup>。

[2] しかしもしもある者が、前述の裁判所の前で何らかの物に関する訴訟を提起することを意図するならば、この流儀を遵守することを強いられる。すなわち、裁判官と陪席者（彼らは経験豊かでよい評判の7人の騎士である）が前に座っているときに原告は代弁人（彼もまた騎士である）とともに法廷に出て、裁判所のしきたりに従って、しかじかの財産、あるいは城あるいは村（付属物とともに）などについて、しかじかの額の金銭の代償として<sup>(24)</sup>、第一の

訴えをなすことになる。訴えの提示においてはこのようになされる。そのような訴えから第一の召喚状が形作られる。そして召喚状は適切な使用者によって占有者または占拠者に送達され、次のような様式で書かれる。すなわち、それらの財産のために応答し、それらを防衛しようと欲する者は誰であれ、しかじかの日にしかじかの裁判所の前でそのことをなすべし。

[3] 期日が来ると、第一の訴えないし召喚を記した台帳が<sup>(25)</sup>読み上げられる。そしてもしも誰か居合わせた者が応答を欲するならば、それは認容される。しかしもしも誰も応答しないならば、第二の裁判までに15日の期間が与えられる。もしもこれが遵守されたならば<sup>(26)</sup>、[第二の期日において] 前述の台帳が、大きく理解できるような声で、また再び、公開の諸門それぞれにおいて読み上げられ、もし誰かが応答しようと欲するならばその者には自由な出廷が認められるべし、またかかる財産を防衛しまたはそうした財産のために応答することを怠りあるいは欲しない者は、何ら不知や妨害という理由を申し立てることあたわざるべしと、読み上げられる。そしてもしも第二の期日にも再び誰も出頭しないならば、第三の裁判期日が与えられ、第三の期日においては第二の期日におけると同様に行われる<sup>(27)</sup>。そして第三の裁判期日においてやはり誰も出頭しないならば、そこである種の導入行為、俗語でいうところのアンライテが決定される。そしてそれは以下で行われるような警告の方法でなされる<sup>(28)</sup>。

[4] 裁判官によって、自由貴族が少なくとも騎士であるようなある隣人に対して<sup>(29)</sup>、次のように書かれ命じられる。すなわち、自分自身で、争われている財産の占有者または占拠者に近づき、その者を拘束して<sup>(30)</sup>、次のような言葉でその者に話しかけるようにと。[どのような言葉でかといえ]すなわち、見よ、皇帝宮廷裁判所の裁判官によってこの文書で私に対して次のように命令された、AないしBがしかじかの金額の代償としてしかじかの財産ないし城などなどについてこのように多くの訴えをなし、某日すなわち第三の裁判期日においてアンライテが原告に与えられるべきことが決定されたということをなんじに知らせるようにと [命令されたものである]。そしてもしもなんじがそのような財産を6週間と3日の間に防衛するよう配慮しないならば、更に手続が進められることを知るべし [という言葉でもってである]。

[5] 被告がそのような財産を前述の期間内に防衛することを欲して、前述のアンライテの撤回を要求して、先述の裁判官に近づくことになれば、その時にはこれは、第一・第二・第三の期日におけるように、認容される<sup>(31)</sup>。そし

て被告と原告に正義を求めるべく法にかなった期日が指定される<sup>(32)</sup>。

[6] しかしもしも前述の占有者が、前述の期間の間もなお依然として応答を怠るならば、先述のアンライターは、その期間が経過してから、自らの印章の付された公開の証書を与え、その中で自身の誓約で以下のことを確言する、すなわち、前述のアンライテをAないしBのためにしかじかの金額の代償としてしかじかの財産について某日に遂行し、そしてそのようなアンライテの後6週間と3日以上の日が経過した、云々と。

[7] その証書が前述の裁判所の前に持ち出され、それが読み上げられなんら反駁されないならば、原告に対して、その訴えにおいて争われる財産の占有が一致した判決によって与えられる。また原告に対しては、既述の裁判所の今まで守られてきた形式と流儀にしたがって、保護者と証書が与えられる<sup>(33)</sup>。

## 注

- (1) この動向については拙稿「中世後期ドイツの国王裁判所」『北大法学論集』44巻4号（1993年）135-157頁を参照。
- (2) 15世紀末から16世紀のライヒの裁判所の裁判所規則については既に文字浩氏による訳業がある。上掲拙稿150頁にあげたものの他に、文字浩「帝国カンマー裁判所法（1555年）(3)(4)」『南山法学』17巻1号113-134頁・2号155-175頁（1993年）を参照。
- (3) 以下の説明は主に、Friedrich Battenberg, Von der Hofgerichtsordnung König Ruprechts von 1409 zur Kammergerichtsordnung Kaiser Friedrichs III. von 1471. in ; Friedrich Battenberg, Beiträge zur höchsten Gerichtsbarkeit im Reich im 15. Jahrhundert, Köln-Wien 1981, S. 23, S. 26ff. Otto Franklin, Das Reichshofgericht im Mittelalter, Bd. 1, Weimar 1867 (ND. Hildesheim 1967), S. 259ff. Vogel, Beiträge zur Geschichte des Reichshofgerichts, in ; Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte Germanische Abteilung (=ZRG GA) 2 (1881), S. 151ff. による。
- (4) Signatur: A160 Nr. 3222.
- (5) Rudolf Frhr. von Stillfried und Traugott Märcker (hg.), Monumenta Zollerana, Urkundenbuch zur Geschichte des Hauses Hohenzollern, Bd. 6, Berlin 1860, S. 510ff., Nr. 484. また、Vogel, a. a. O., S. 181ff. にも収録されている。
- (6) Vogel, a. a. O., S. 158. の掲げる個所を参照。
- (7) これに対してフォーゲルによる史料刊行の存在を指摘したのは、

Bernhard Diestelkamp, Einleitung zur Reihe "Urkundenregesten...", in ; B. Diestelkamp und Ekkehart Rotter (bearb.), Die Zeit von Konrad I. bis Heinrich VI. 911-1197 (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd. 1), Köln-Wien 1988, S. X.

- (8) Vogel, a. a. O., S. 189, "In prescripta itaque induccione jam dicti domini burggravii adhuc persistunt nec coram dicto iudicio in causa premissa ulterius est processum. Qualiter autem induccio fieri solet, in sequenti signatura, que tamen pro informatione ponitur brevius quo fieri poterat, evidencius apparebit."
- (9) Ebenda, S. 190, "Et ego Johannes Kirchen supranominatus aule Romanorum regis et prefati iudicii prothonotarius prescripta recognovi et ideo manu mea propria hic me subscripsi." F. Battenberg, a. a. O., S. 28.
- (10) ネッカー川中流の帝国都市ハイルブロン近くに本拠地を持つ Herren von Weinsberg は、中世後期の国王宮廷と深いかわりを維持していた西南ドイツの中小貴族家門の一つである。エンゲルハルト 8 世の子コンラート 7 世は国王ジギスムント、アルブレヒト 2 世、フリードリヒ 3 世の三代にわたって最も重要な国王顧問 (Rat) の一人として国王宮廷で影響力をふるった。F. Battenberg, Reichserbkämmerer Konrad von Weinsberg und die Falkensteiner Erbschaft, Archiv für hessische Geschichte NF 35, 1977, S. 101f. S. 107f. ニュルンベルクのブルクグラフ家も中世後期を通じて国王宮廷と密接な関係を保った西南ドイツの中小貴族家門の一つである。14 世紀末から 15 世紀初めにもヴェンツェル、ループレヒト、ジギスムントの三代の国王の交代とそれに伴う政治的対立の間で国王宮廷との結び付きを維持した。この兄弟の姉エリーザベトは国王ループレヒトの王妃であり、兄弟のうち特にフリードリヒ 6 世はフランケンにおける国王ループレヒト勢力の重要な足掛かりとなっていた。なおフリードリヒ 6 世はループレヒトの治世末期からジギスムントの宮廷に接近し、1415/17 年にはブランデンブルクの支配権と選挙候位をジギスムントから得て、ホーエンツォレルン家のブランデンブルク支配を開始した。A. Gerlich, Franken im Ringen der Häuser Luxemburg und Wittelsbach. Der Aufstieg der Zollern, in ; Max Spindler (hg.), Handbuch der bayerischen Geschichte, Bd. 3, T. 1, München 1979 (2. Aufl.), S. 181ff. Wilhelm Karl Prinz von Isenburg, Stammtafeln zur Geschichte der europäischen Staaten, Bd. 1, Marburg 1956, Tafel 60. なお、マイセン辺境伯ヴィルヘルムについても簡単に触れておくと、彼は辺境伯の領国支配の整備に努めた有能な領邦君主であった。ヴェンツェル治世当初は国王と良好な関係にあったが後にしだいに国王から離れ、ヴェンツェル廃位後には国王ループレヒトの陣営についた。1407 年にヴィルヘルムが子なくして死んだ後、そ

- の支配は甥のフリードリヒ（der Streitbare）、ヴィルヘルム、フリードリヒ（der Friedfertige）によって分割された。（ただし、ここで問題にしている訴訟の当事者となったのは、前二者のみである。） Rudolf Köttschke und Hellmut Kretschmar, *Sächsische Geschichte*, Frankfurt a. M. 1977 (3. Aufl.), S. 131ff. Herbert Helbig, *Der wettinische Ständestaat*, Köln-Wien 1980 (2. Aufl.), S. 404f. ニュルンベルクのブルクグラフたちの母親はヴィルヘルムの姉のエリーザベトであり、彼らの主張の背景として一つにはこの血縁関係があった。W. K. Prinz von Isenburg, a. a. O., Tafel 45, 60. O. Franklin, a. a. O., S. 259.
- (11) 以下のヨハネスに関する説明は、F. Battenberg, *Hofgerichtsordnung*, S. 28ff. Ders., *Gerichtsschreiberamt und Kanzlei am Reichshofgericht 1235-1451*, Köln-Wien 1974, S. 130ff. による。
- (12) なお、Peter Moraw, *Zum königlichen Hofgericht im deutschen Spätmittelalter*, *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins* 121(1973), S. 314, は、ヨハネスと14世紀後半にしばしば宮廷裁判所裁判官の職にあったテック Teck公家との間の庇護関係を指摘する。
- (13) F. Battenberg, *Hofgerichtsordnung*, S. 26.
- (14) Vogel, a. a. O., S. 157ff. 更に、ebenda, S. 172, Anm. 32, の教皇庁側文書の文言も参照。また既に、O. Franklin, a. a. O., S. 261f., は、問題の証書が教皇庁で利用されたと見ていた。
- (15) Vogel, a. a. O., S. 181, “quod infrascripta coram nobis et jam dicto iudicio, ejus ordine modo et consuetudine debite servatis, in ea forma, qua secundum ordinem in presentibus describuntur,” ebenda, S. 187, “Cum itaque dictus dominus Fridricus burggravius Nurnbergensis coram sepedicto iudicio juxta ejus consuetudinem super premissis ageret,” ebenda, S. 188, “Et sic in premissa causa primo termino secundum prefati iudicii consuetudinem Heydelberge expedito decima dies octobris pro secundo termino,” “juxta solitum prefati iudicii modum et formam dari deberet inductionis videlicet anleyte litera,”。またドイツ語部分では、“als des ehgenannten Hoffgerichts Recht ist”, “als recht were”, “Als des vorgenannten Hoffgerichtes recht were”, “nach gewonheit desselben hofgerichtes”, “Als recht ist” といった表現が登場する。
- (16) Vogel, a. a. O., S. 159, は、この「規則」をヴァイストゥームと呼んでよいだろうとするが、その根拠は示していない。
- (17) この訴訟進行の内容については、Vogel, a. a. O., S. 179ff. の証書と、O. Franklin, a. a. O., S. 259ff. の叙述を参照。なお、辺境伯側の教皇庁への上訴は適法と認められなかったが、しかし最終的にはブルクグラフたちは目的を満足に達成できなかったようである。

- (18) F. Battenberg, a. a. O., S. 43f.
- (19) 「規則」のテキストは、基本的には F. Battenberg, a. a. O., S. 70ff. によったが、印刷上のミスと思われる箇所については、写本のマイクロフィルムと照合の上、訂正した。(この部分については、いちいち注記はしない。) また、文章の切り方について、バッテンベルクのテキストの通りでは意味が取りにくいと思われる箇所があり、それらについては、Vogel, a. a. O., S. 190ff. の読みを採用した。この点についてはそれぞれの翻訳の部分につき注記する(後掲注22、26、27、31参照)。また翻訳に際しては、F. Battenberg, a. a. O., S. 72ff. のドイツ語訳を参考にした。以下に、そのようにして構成されたテキスト全文を掲げる。

*Modi et consuetudines iudicii curie imperialis hactenus servantur sic se habent:*

[1] *Item dum quis coram eodem iudicio alicui seculari dumtaxat personalem causam movere proponit, datur sibi citacio et prefigitur reo iuxta distanciam et qualitatem persone, terminus primus competens et plurimum extensus, quo termino veniente et reo non comparente prefigitur, sibi terminus secundus et iterum iuxta qualitatem persone. Nam comites et barones aliqualem in hoc habent prerogativam. Omnibus aut aliis equaliter datur spacium quindecim dierum de uno iudicio ad aliud. Nec tamen alia reo nisi prima destinatur citacio, sed in iudicio secundi termini voce alta et intelligibili vocatur, si velit actori respondere. Eo eciam sic iterum non comparente datur sibi terminus tertius. Quo servato et reo minime comparente, propter contumaciam et inobedienciam suam banno imperiali sentencialiter tantum subicitur, quod bannum dominus rex ore proprio, dum placet, execucioni poterit demandare.*

[2] *Item siquis autem intendit causam aliquam coram dicto iudicio prosecute realem, hunc modum cogitur servare: Ut presidente iudice et assessoribus suis, qui sunt septem milites experti et bone fame cum prelocutore, eciam milite, accedat, et iuxta ritum iudicii faciat querelam primam super illam [bonam] vel illa bona aut super illud castrum aut illam villam cum attinenciis etcetera pro tanta summa eccetera, sicut est factum in proposito; ex huiusmodi querela formata prima citacio. Et dirigitur talium possessori vel oc[c]upatori per nuncium ydoneum et scribitur in genere quicumque pro illis bonis respondere voluerit aut ea defendere, quod is hoc faciat tali die coram tali iudice etcetera.*

[3] *Item adveniente termino legitur registrum querele sive citacionis prime. Et si quis ad est respondere volens, admittitur. Si autem nullus repondet,*

datur terminus quindecim dierum ad secundum iudicium. Quod dum servatur, prefatum registrum alta ac intelligibili voce iterum legitur portis eciam singulis appertis, ut siquis respondere voluerit, liberus illi pateat accessus, utque *negliens vel nolens huiusmodi defendere bona sive pro eis respondere nullam ignorancie sive impedimenti causam vel occasionem valeat allegare*. Et si in secundo termino iterum nullus comparet, datur et agitur ad tertium iudicium et in tercio iudicio sicut in secundo. Nullo eciam in tercio comparente iudicio, decernitur in eodem quedam inductio, vulgariter dicta Anleyte. Et habet se ad modum monicionis, que sic fit.

[4] Item scribitur et mandatur per iudicem alicui vicino, nobili vel ad minus militari, ut propria in persona possessorem aut occupatorem bonorum, super quibus agitur, accedat et illum muniat seu verbis talibus alloquatur : Ecce mandatum est mihi in presenti littera per iudicem curie imperialis iudicii, ut tibi notificem, quod talis A. vel B. super talia bona vel tale castrum etcetera pro tanta summa tott fecerit querelas, et quod tali die in tercio videlicet iudicio decreta sit inductio sibi danda. Et si huiusmodi bona in sex septimanis et tribus diebus defendere non curaveris, scias, quod ulterius procedetur.

[5] Item et quoniam volens defendere bona huiusmodi infra iamdictum tempus prefatum iudicem accedit dictam inductionem repetendo, tunc admittitur, sicut in primo vel secundo vel tercio terminis. Et prefigitur sibi et actori terminus legitimus iusticiam prosequendi.

[6] Item si autem dictus possessor per prefatum tempus ad huc respondere neglexerit, prelibatus inductor transacto eodem tempore litteram suam appertam et sigillo proprio dat munitam, in eadem iuramento suo affirmando, quod antedictam inductionem pro A. vel B. super talibus etcetera pro tanta summa etcetera fecerit tali die etcetera, et quod post huiusmodi inductionis diem plus sint transacti quam sex septimane et tres dies etcetera.

[7] Item producta eadem littera coram dicto iudicio, eaque lecta ac nemine contradicente, actori, bonorum in querela sua contentorum unanimi sententia adiudicatur possessio. Dantur eciam sibi tutores et littere iuxta formas et modos sepedicti iudicii hactenus observatos.

- (20) 「規則」は訴訟を「人に関する訴訟 *causa personalis* 」と「物に関する訴訟 *causa realis* 」に分けて、前者の手続について第1項で、後者の手続について第2項以下で規定するという体裁を取っている。しかし、バッテンベルクによれば、これは用語としてはカノン法訴訟から取られた

ものではあるが、内容的にそれに対応するものではない。この区分は特に13世紀末のGuilelmus Durantiの*Speculum iudiciale*を通じて、ドイツのオフィツィアラート裁判所などの教会裁判所の学識法訴訟手続に導入された。そこでは、この区分はとりわけ被告が応訴を拒否した場合の帰結の差異の点で意味を持つ。すなわち、物に関する訴訟では、争点決定(*litis contestatio*)以後ならば被告が応訴を拒否しても終局判決が可能であるのに対して、人に関する訴訟では、その場合原告に与えられうる被告財産の占有は暫定的なものにとどまる。ところが、一方、国王宮廷裁判所では、こうした差異は「規則」の文言からも実務からも見いだされない。原告は訴え提起の時点でそれが、どちらの類型にあたるかと特定する必要はなく、被告が応訴してこない場合にはじめてアハトやアンライテが問題となってくる。第1項と第2項以下とは全く性格の異なる手続を規定したものではなく、両方の手続とも主手続を補助する機能を果たす応訴強制・執行手続なのである。両者の相違は応訴がなかった場合の圧力の対象として、前者では被告の人身が(もっともこの手続でもアハトを科された被告の財産の没収は可能)、後者では特定の財産が、前面に出てくるという点に存するにすぎない。この相違に対して、キルヒェンは、*causa personalis*, *causa realis*, という名称を与えたのだとされる。F. Battenberg, a. a. O., S. 42ff., Ders., *Reichsacht und Anleite im Spätmittelalter*, Köln-Wien 1986, S. 252ff. 以上のように実質上の対応関係にはないとはいえ、こうした用語と区分は、本文で述べた「規則」成立の事情と並んで、国王裁判所の手続と学識法との関係を考える上で、興味深い。

- (21) 実務上、召喚はしばしば裁判所官吏によってではなく、原告側が用意した使者によってなされた。F. Battenberg, *Reichsacht*, S. 257f.
- (22) バッテンベルクは、*alta et intelligibili vocatur*. で一旦文章を切り、*Si velit actori respondere, eo eciam sic iterum...* と続けるが、*velit* という接続法が使われていること、および内容的にも、第二の期日に出て来ない被告がなお応訴の意志を有するかどうかをその場で判断できた(バッテンベルクの読みではこの判断をした上でその意志があると見られれば、第三の期日が与えられるということになろうが)とは考えにくいことから、ここではフォーゲルのテキストを採用した。
- (23) このように帝国アハトは国王自身の宣告によりはじめて効力を生じる。これは宮廷裁判所に対する国王の重要な法的留保である。F. Battenberg, *Hofgerichtsordnung*, S. 47. またこのため宮廷裁判所のアハト判決自体が証書化されることは15世紀にはほとんどなくなっていた。F. Battenberg, *Reichsacht*, S. 262f.
- (24) 実際にはこの金銭の額は対象となる財産の価値に比してかなり高く定められており、アンライテが執行されてしまえば被告が金銭を供して財

- 産を取り戻すことは事実上困難であった。逆に原告にとってはアンライテによって事実上目的の財産を獲得することができた。F. Battenberg, *Reichsacht*, S. 311ff.
- (25) この台帳は国王ループレヒトの時に導入された一般宮廷裁判所台帳ではなく、国王ヴェンツェルの治世から始まった召喚台帳であろう。F. Battenberg, *Hofgerichtsordnung*, S. 50f.
- (26) バッテンベルクは、“*ad secundum iudicium, quod dum servatur prefatum registrum. Alta ac intelligibil... illi pateat accessus. Utque negliens...*”という切り方をして、第二の期日が台帳に記載される、と解釈しているが、この史料の他の箇所では *servare* は「従う、遵守する」の意で用いられており、また *prefatum registrum* の格からしても、彼の解釈は採りにくい。
- (27) バッテンベルクは、“*datur et agitur ad tercium iudicium. Et in tercio iudicio sicut in secundo nullo eciam in tercio comparente iudicio,*”とすることが、後半部分で *tercio iudicio* が重なるのが不自然である。
- (28) 以下、第4項で規定されているのが、狭義のアンライテ手続である。
- (29) 国王宮廷裁判所は、アンライターを自ら決定したのではなく、原告が適任者を選び裁判所は形式的に任命を行うにすぎなかった。F. Battenberg, *Reichsacht*, S. 315. 実際にアンライターとなった人物の出身階層は、帝国都市1.3%、都市市民・村民27.1%、騎士58.1%、グラーフ・ヘル9.0%、諸候0.6%、官吏3.9%、となっている。「少なくとも騎士」という「規則」の規定は必ずしも守られてはいないものの、騎士層が主力を占めてはいる。Ebenda, S. 203ff.
- (30) フォーゲルは、写本には *muniat* とあることを注記しつつ、*moneat*（警告すべし）とテキストを構成する。Vogel, a. a. O., S. 191.
- (31) バッテンベルクは、“*dictam inductionem repetendo. Tunc admittitur...*”とすることが、文法上は、文章を切らない方が素直であろう。
- (32) このようにして、アンライテが開始された後でも、被告が応訴の意志を示せば、以後改めて本案訴訟の審理が進められるのである。ただし、その後被告が再度応訴を拒否すれば、再び三度の召喚からアンライテの決定という手続を踏む必要はもはやなく、最初のアンライテ決定が効力を取り戻す。その意味で、被告の応訴によるアンライテの解除は暫定的なものである。F. Battenberg, *Reichsacht*, S. 324f.
- (33) 保護者の出身階層をみると、人数比では騎士が37.7%、グラーフ・ヘルが25.2%を占め、訴訟件数比ではグラーフ・ヘルが23.5%、騎士が23.3%を占めている。F. Battenberg, a. a. O., S. 206ff.